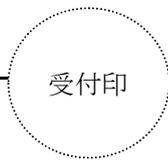


* 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				111



年 月 日

津山市長殿

法人番号

申告年月日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)

この申告の基礎

1 法人税 年 月 日
の修正申告書の提出による。

2 法人税 年 月 日
更正、決定、再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

期末現在の
資本金等の額

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の 確定 申告書 *

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	8.4	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ②)	⑥	8.4	
市町村民税の特定寄付金税額控除額	⑦		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑧		
外国の法人税等の額の控除額	⑨		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩		
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬	⑭		00
均等割額	⑮		00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯		00
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰	⑰		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑰	⑱		00
⑱のうち見込納付額	⑲		
差 引 ⑱-⑲	⑳		

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	
合 計		㉒	㉓	㉔

指 場 定 都 市 に ⑩ の 申 告 す る 算	区 内	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
					解散の日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日							
法人税の申告期限の翌日から起算し、又は連結個別資本等の額							
この申告が中間申告の場合の計算期間							
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店						
還付請求税額	口座番号(普通・当座)						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額							

関与税理士名 (電話)